



北川 元気議員

Q 財政調整基金の枯渇と累積赤字が約379億円に達することへの受け止めは

A 本市の存立に関わる深刻な危機的状況であると強く受け止めている



その他の質問

- ・新ごみ処理施設について
- ・人口減少・少子化対策とDXの推進について
- ・外国人住民との共生について

Q 財政調整基金が令和11年度に枯渇し、令和17年度には累積赤字が約379億円に達するという見通しをどれほど深刻に受け止めているか。

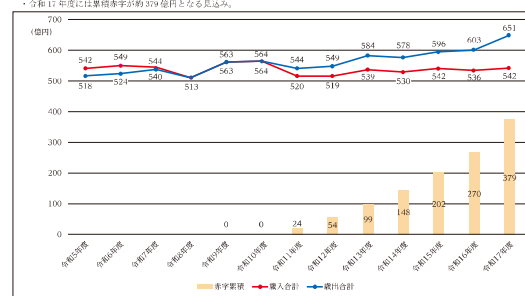
A この危機的状況の回避に向けては、あらゆる手立てを講じる必要があると考えている。

Q この事態を回避するために、どのような手立てを考えているか。

A 歳出面では既存の全事業に対する見直しを進め、大規模事業等における新たな市債発行の必要性を厳格に判断し、利率の高い借入の繰上償還を実施することにより、将来にわたる公債費の総量を抑制する。歳入面では、企業誘致や人口減少の抑制に取り組み、根幹となる市税収入の確保を図るとともに、ふるさと彦根応援寄附金の拡充や使用料・手数料等の見直しを図る必要があると考える。

③決算収支の見通し

- ・令和10年度まで財政調整基金を取り崩す等により収支の均衡を保つもの。
- ・令和11年度からは財政調整基金が枯渇することから、実収収支が赤字に転じる見込み。
- ・令和17年度には累積赤字が約379億円となる見込み。



▲中長期財政の見通し（「彦根市中長期財政の見通し」より）



堀口 達也議員

Q 対話集会の詳細と市政への反映は

A 対話集会の概要や主な意見を可能な限り市HPでも公表したい



その他の質問

- ・民間基金を活用した財源確保と市民活動支援について
- ・市長公約の達成状況は
- ・公会計は実際に経営判断に活用されているのか

Q 対話集会の詳細と市政への反映は。

A 対話集会には16団体から申込みがあり、抽選の結果10団体と実施。自治会や福祉、文化、産業など多様な団体と、市政への提案や地域課題など意見交換を行った。今後は対話集会の概要や主な意見を可能な限り市HPで公表するとともに、個人向けのテーマ型対話集会の実施も検討する。また寄せられた意見や提案は今後の市政運営に反映していきたい。

Q 民間基金を活用した市民活動団体への今後の支援体制は。

A 相談体制の充実や成果の見える化は重要であるが、専門窓口は設置せず、各担当部署が基金に関する相談や申請支援を行う方針である。また、行政職員が基金申請に必要な書類作成や申請先の選定などの助言を行い、市民活動団体を支援していきたい。



▲そこそこ対話集会（イメージ）



野村 博雄議員

Q 荒神山等中南部地域の様々な観光資源を生かした更なる観光促進を

A 地域の観光資源との連携やグッズ作成、販売拠点の確保等一層取組む



その他の質問

- ・不妊治療へ厚い手立てを
- ・インターネット上等での人権を守る取組等について
- ・利用しやすい河瀬駅への取組等について

Q 本市中南部地域の重要な観光資源である荒神山をはじめ、様々な観光資源を活用した観光促進への更なる取組は。

A 中南部地域には、荒神山をはじめ、湖岸緑地や神社仏閣、醸造施設、レイクサイドリゾート等、新たな飲食・宿泊施設も増えてきており、観光地としての魅力はより高まっていると認識している。彦根の多様な魅力の一環として情報発信に更に努め、地域の観光資源との更なる連携の可能性についても検討すると共に、商工会等との連携も進める。また中南部地域への観光客の呼び込みのきっかけとなりうるグッズ製作や販売を検討し、当地域を訪れた観光客にも購入してもらえるよう、販売拠点となる場所の確保等の課題についても検討していく。



▲荒神山をPRするパンフレット



森野 克彦議員

Q 欠席等の連絡がなく登校していない児童生徒が確認された場合の対応は

A 速やかに、学級担任等が保護者の緊急連絡先等へ連絡し安否確認をする



その他の質問

- ・子どもの熱中症防止対策について
- ・闇バイトが自身の将来に与える悪影響についての教育の実施状況は

Q 欠席等の連絡がなく登校していない児童生徒が確認された場合の対応は。

A 欠席等の連絡がなく登校していない児童生徒が確認された場合には、学校では速やかに、学級担任や学年主任等が保護者の緊急連絡先や保護者の職場等へ確認の電話をする。連絡がつかない場合は、直ちに学校管理職と情報を共有し、重ねて連絡を試みるとともに、緊急連絡先として示されている親族等へ状況を確認するなど、速やかな安否確認に努める。電話での確認が取れなかった場合は、教員が自宅を訪問し、安否を確認する。それでもなお安否が確認されない時には、市教育委員会や関連機関と連携し、組織的に対応することとしている。



▲欠席等の連絡がなく登校していない児童生徒が確認された場合の本市の対応



辻 真理子議員

Q 養育費の取り決めがない子どもの利益を守れるか

A 民法改正により法定養育費制度が創設された



Q 改正民法における親権者の定め方は。

A 改正民法では、離婚時に父母の協議により、共同親権とするか単独親権とするかを定めることになった。

Q 暫定的に養育費を請求することができる「法定養育費」の新設とは。

A 今回の民法改正により、離婚時に養育費の取り決めがない場合でも、子どもの生活を速やかに支えるための「法定養育費制度」が創設された。子ども1人あたり、月額2万円を上限として、正式な養育費の取り決めや審判がなされるまでの最低保障として、離婚後の養育費の空白期間を防ぐことを目的としている。

Q DVや虐待のおそれがある場合は単独親権を選択できるか。

A 改正民法では、DVや虐待のおそれがある場合は、単独親権を選択できる。



▲法務省のパフレット



奥野 嘉己議員

Q リピーター客の増加に向けてバス停の連携は

A キャッスルロード、四番町スクエア近傍3バス停の連携に努める



Q 観光リピーター客増加に向け、屋形船の彦根東高前の舟入での下船により、歩行距離削減はできないか。

A 法的には可能であるが、安全に下船するには課題等もある。試行運航が可能ならNPO法人小江戸彦根の意見を伺いながら、利用者アンケートの実施を検討していきたい。

Q 彦根城観光後に、キャッスルロードまで来られた観光客の彦根駅までのバス利用につき、近傍3バス停の連携活用はできないか。

A 3路線が集中しているため、連携するメリットがあり、各バス停での掲示を検討する。

Q バス停での椅子、荷物台、日陰等の整備の観点で、キャッスルロードバス停のポケットパークへの移設は可能か。

A 検討していく。

Q バス停がどこにあるのか場所案内がないが表示の検討はできるか。

A 対応していく。



▲彦根城のお堀の屋形船